

教 生 学 第 6 1 4 号

令和6年(2024年)7月24日

各道立学校長 様

学校教育局生徒指導・学校安全課長

総務政策局総務課法制・公務管理担当課長

教職員と児童生徒との連絡手段に関わる校内規程の取扱いについて(通知)

このことについては、別添写しのとおり平成27年(2015年)3月27日付け教職第3227号により、所属職員に対して校内規程の遵守と不祥事防止に関する指導の徹底について通達しておりますが、教職員と児童生徒との連絡等に伴う事故防止の徹底を図るため、改めて所属職員に対して校内規程を遵守するよう指導するとともに、校内規程の児童生徒や保護者への周知について、プリントを配付したり、学校ウェブページに掲載したりするなど、児童生徒の発達段階や、学校や地域の実態等に応じた取組をお願いします。

なお、児童生徒や保護者への周知に係る取組状況については、今後、把握させていただく予定であることを申し添えます。

(生徒指導係)

(職員公務管理係)

各道立学校長 様

北海道教育委員会教育長

職員と児童生徒との連絡手段の適切な取扱いについて（通達）

このことについて、道教委ではこれまでも、わいせつ事故等の不祥事防止の観点から、職員と児童生徒との間で私的な電話や電子メールの交換等を行わないよう指導してきたところです。

しかし、先日の教育委員会において、道立高等学校で、生徒との私的な電話や電子メールをきっかけとしてわいせつ行為に発展した2件の事故に対し、職員を懲戒免職処分とするなど、不適切な事例が相次いで発生しており、不祥事防止はもとより、職員と児童生徒との連絡手段の適切な取扱いについても重要な課題となっています。

ついては、職員と児童生徒との連絡等に伴う事故の防止に向け、次の事項に関して所属職員への指導を徹底してください。

併せて、別紙「職員と児童生徒との連絡手段に関わる校内規程について」に留意の上、職員と児童生徒との連絡手段に関わるルールについて校内規程を早急に整備し、所属職員に対して校内規程の遵守と不祥事防止に関する指導を徹底してください。

また、保護者から電話番号等の個人情報を取得等する場合に関しても、児童生徒の取扱いに準じて改めて現行の取扱いを点検し、必要に応じて見直しを行ってください。

記

- 1 職員が児童生徒から携帯電話番号や電子メールアドレス等(以下「電話番号等」という。)の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限ることとし、必ず管理職の許可を得た上で行うこと。
また、職員が児童生徒に対して自身の電話番号等を提供する際も、同様とすること。
- 2 職員と児童生徒との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等による私的な連絡等を行わないこと。
- 3 使用しなくなった児童生徒の電話番号等は直ちに削除すること。

(総務政策局教職員課サービス管理グループ)

教職員と児童生徒との連絡手段に関わる校内規程について

1 連絡手段に関わる基本的な考え方

- (1) 学校や職員が、児童生徒から電話番号や電子メールアドレス等（以下「電話番号等」という。）を取得することは、個人情報入手することに他ならず、その利用や管理に関して、厳正な取扱いが求められるものであること。
- (2) 一方、児童生徒に対して授業や部活動、学校安全上の指導事項等に関わる連絡を行うに当たり、携帯電話や電子メールを活用することには、一定の有効性や利便性が認められることから、こうした個人情報の取得や利用を一切禁止するものではなく、むしろ、適切な利用や管理に関するルールについて各学校の事情に合わせて検討の上、規程を整備されたいこと。

2 校内規程を設ける際の留意事項

(1) 電話番号等の取得に関する規程

職員が自己の判断で個人的に児童生徒から電話番号等の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得ることとした上で、具体的な手続きについて、各学校の実態に応じて取扱いを明確化すること。

(2) 取得や提供する情報に関する規程

- ア 児童生徒から取得する情報の種類を明確化すること（児童生徒の携帯電話番号、携帯電話の電子メールアドレスに限る、とするなど）。
- イ 電話番号等を取得する対象となる範囲を明確化すること（担任する学級の児童生徒、顧問をする部活動の児童生徒に限る、とするなど）。
- ウ 職員が児童生徒に対して自己の電話番号等を提供する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得ることとした上で、児童生徒に電話番号等を提供する場合の情報の種類や提供先の範囲を明確化すること。

(3) 電話番号等の利用に関する規程

- ア 教職員と児童生徒との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等（以下「メール等」という。）による私的な連絡等を行わないこととした上で、教職員と児童生徒との連絡内容の範囲を明確化すること（授業、部活動、安全上の緊急連絡に限る、とするなど）。
- イ 児童生徒から、メール等を利用して、個人的（私的）な悩みなどについて相談があった場合の対応方法について、ルールを明確化すること（電子メールでの相談は行わず、複数の教員により直接面談する、など）。

3 その他

- (1) 校内規程は、コンプライアンス確立月間である5～6月中までに整備すること。
また、整備次第、所管の教育局を経由の上、教職員課に提出すること。
なお、既に校内規程を設けている学校については、上記2を参考として改めて見直しを行い、必要に応じて修正し、提出すること。
- (2) 上記2以外にも、個人情報の適切な管理や不祥事防止の観点から必要と考えられる事項がある場合は、適宜判断の上、規程を整備すること。
なお、規程の内容については、必要に応じて適宜見直しを行うこと。
- (3) 個々の職員の端末の利用の状況等に関して、職員面談等を通じて可能な限り確認するなど事故の未然防止に努めるとともに、適切な取扱いがなされるよう、日頃から指導の徹底に努めること。
- (4) なお、児童生徒だけではなく、職員と児童生徒の保護者間においても、わいせつ事例が過去に見られることから、児童生徒の保護者の電話番号等の個人情報の取得に際しても上記2を参考に改めて現行の取扱いを点検し、必要に応じて見直しを行うこと。

教 生 学 第 6 1 4 号

令和6年(2024年)7月24日

各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 様

(札幌市教育委員会教育長を除く。)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

北海道教育庁総務政策局総務課法制・公務管理担当課長 山 崎 貴 之

教職員と児童生徒との連絡手段に関わる校内規程の取扱いについて(通知)

このことについては、平成27年(2015年)3月27日付け教職第3227号により通知しておりますが、教職員と児童生徒との連絡等に伴う事故防止の徹底を図るため、別添写しのとおり各道立学校長あて通知したので、趣旨を御理解いただくとともに、所属職員が校内規程を遵守することや、校内規程を児童生徒や保護者に周知することについて、所管の学校へ指導いただくなど、適切な対応をお願いします。

なお、児童生徒や保護者への周知に係る取組状況については、今後、把握させていただく予定であることを申し添えます。

(生徒指導係)

(職員公務管理係)



教 生 学 第 6 1 4 号

令和 6 年（2024 年）7 月 24 日

各道立学校長 様

学校教育局生徒指導・学校安全課長

総務政策局総務課法制・公務管理担当課長

教職員と児童生徒との連絡手段に関わる校内規程の取扱いについて（通知）

このことについては、別添写しのとおり平成 27 年（2015 年）3 月 27 日付け教職第 3227 号により、所属職員に対して校内規程の遵守と不祥事防止に関する指導の徹底について通達しておりますが、教職員と児童生徒との連絡等に伴う事故防止の徹底を図るため、改めて所属職員に対して校内規程を遵守するよう指導するとともに、校内規程の児童生徒や保護者への周知について、プリントを配付したり、学校ウェブページに掲載したりするなど、児童生徒の発達段階や、学校や地域の実態等に応じた取組をお願いします。

なお、児童生徒や保護者への周知に係る取組状況については、今後、把握させていただく予定であることを申し添えます。

（生徒指導係）

（職員公務管理係）

各道立学校長 様

北海道教育委員会教育長

職員と児童生徒との連絡手段の適切な取扱いについて（通達）

このことについて、道教委ではこれまでも、わいせつ事故等の不祥事防止の観点から、職員と児童生徒との間で私的な電話や電子メールの交換等を行わないよう指導してきたところです。

しかし、先日の教育委員会において、道立高等学校で、生徒との私的な電話や電子メールをきっかけとしてわいせつ行為に発展した2件の事故に対し、職員を懲戒免職処分とするなど、不適切な事例が相次いで発生しており、不祥事防止はもとより、職員と児童生徒との連絡手段の適切な取扱いについても重要な課題となっています。

ついては、職員と児童生徒との連絡等に伴う事故の防止に向け、次の事項に関して所属職員への指導を徹底してください。

併せて、別紙「職員と児童生徒との連絡手段に関わる校内規程について」に留意の上、職員と児童生徒との連絡手段に関わるルールについて校内規程を早急に整備し、所属職員に対して校内規程の遵守と不祥事防止に関する指導を徹底してください。

また、保護者から電話番号等の個人情報を取得等する場合に関しても、児童生徒の取扱いに準じて改めて現行の取扱いを点検し、必要に応じて見直しを行ってください。

記

- 1 職員が児童生徒から携帯電話番号や電子メールアドレス等(以下「電話番号等」という。)の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限ることとし、必ず管理職の許可を得た上で行うこと。
また、職員が児童生徒に対して自身の電話番号等を提供する際も、同様とすること。
- 2 職員と児童生徒との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等による私的な連絡等を行わないこと。
- 3 使用しなくなった児童生徒の電話番号等は直ちに削除すること。

(総務政策局教職員課サービス管理グループ)

教職員と児童生徒との連絡手段に関わる校内規程について

1 連絡手段に関わる基本的な考え方

- (1) 学校や職員が、児童生徒から電話番号や電子メールアドレス等（以下「電話番号等」という。）を取得することは、個人情報入手することに他ならず、その利用や管理に関して、厳正な取扱いが求められるものであること。
- (2) 一方、児童生徒に対して授業や部活動、学校安全上の指導事項等に関わる連絡を行うに当たり、携帯電話や電子メールを活用することには、一定の有効性や利便性が認められることから、こうした個人情報の取得や利用を一切禁止するものではなく、むしろ、適切な利用や管理に関するルールについて各学校の事情に合わせて検討の上、規程を整備されたいこと。

2 校内規程を設ける際の留意事項

(1) 電話番号等の取得に関する規程

職員が自己の判断で個人的に児童生徒から電話番号等の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得ることとした上で、具体的な手続きについて、各学校の実態に応じて取扱いを明確化すること。

(2) 取得や提供する情報に関する規程

- ア 児童生徒から取得する情報の種類を明確化すること（児童生徒の携帯電話番号、携帯電話の電子メールアドレスに限る、とするなど）。
- イ 電話番号等を取得する対象となる範囲を明確化すること（担任する学級の児童生徒、顧問をする部活動の児童生徒に限る、とするなど）。
- ウ 職員が児童生徒に対して自己の電話番号等を提供する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得ることとした上で、児童生徒に電話番号等を提供する場合の情報の種類や提供先の範囲を明確化すること。

(3) 電話番号等の利用に関する規程

- ア 教職員と児童生徒との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等（以下「メール等」という。）による私的な連絡等を行わないこととした上で、教職員と児童生徒との連絡内容の範囲を明確化すること（授業、部活動、安全上の緊急連絡に限る、とするなど）。
- イ 児童生徒から、メール等を利用して、個人的（私的）な悩みなどについて相談があった場合の対応方法について、ルールを明確化すること（電子メールでの相談は行わず、複数の教員により直接面談する、など）。

3 その他

- (1) 校内規程は、コンプライアンス確立月間である5～6月中までに整備すること。
また、整備次第、所管の教育局を経由の上、教職員課に提出すること。
なお、既に校内規程を設けている学校については、上記2を参考として改めて見直しを行い、必要に応じて修正し、提出すること。
- (2) 上記2以外にも、個人情報の適切な管理や不祥事防止の観点から必要と考えられる事項がある場合は、適宜判断の上、規程を整備すること。
なお、規程の内容については、必要に応じて適宜見直しを行うこと。
- (3) 個々の職員の端末の利用の状況等に関して、職員面談等を通じて可能な限り確認するなど事故の未然防止に努めるとともに、適切な取扱いがなされるよう、日頃から指導の徹底に努めること。
- (4) なお、児童生徒だけではなく、職員と児童生徒の保護者間においても、わいせつ事例が過去に見られることから、児童生徒の保護者の電話番号等の個人情報の取得に際しても上記2を参考に改めて現行の取扱いを点検し、必要に応じて見直しを行うこと。

(参考送付)

教職第 3227号

平成27年3月27日

各市町村教育委員会教育長 様

(札幌市教育委員会教育長を除く。)

北海道教育委員会教育長

職員と児童生徒との連絡手段の適切な取扱いについて（通知）

このことについて、道教委ではこれまでも、わいせつ事故等の不祥事防止の観点から、職員と児童生徒との間で私的な電話や電子メールの交換等を行わないよう指導してきたところです。

しかし、先日、道立高等学校で、生徒との私的な電話や電子メールをきっかけとしてわいせつ行為に発展した2件の事故に対し、職員を懲戒免職処分とするなど、不適切な事例が相次いで発生しており、不祥事防止はもとより、職員と児童生徒との連絡手段の適切な取扱いについても重要な課題となっています。

ついては、別紙写しのとおり各道立学校長あて通知したので、趣旨を御理解いただくとともに、職員と児童生徒との連絡等に伴う事故の防止に向け、所管の学校への指導を徹底するなど適切な対応をお願いします。

(総務政策局教職員課サービス管理グループ)

教職員と児童生徒との連絡手段に関わる校内規程について

1 連絡手段に関わる基本的な考え方

- (1) 学校や職員が、児童生徒から電話番号や電子メールアドレス等（以下「電話番号等」という。）を取得することは、個人情報入手することに他ならず、その利用や管理に関して、厳正な取扱いが求められるものであること。
- (2) 一方、児童生徒に対して授業や部活動、学校安全上の指導事項等に関わる連絡を行うに当たり、携帯電話や電子メールを活用することには、一定の有効性や利便性が認められることから、こうした個人情報の取得や利用を一切禁止するものではなく、むしろ、適切な利用や管理に関するルールについて各学校の事情に合わせて検討の上、規程を整備されたいこと。

2 校内規程を設ける際の留意事項

(1) 電話番号等の取得に関する規程

職員が自己の判断で個人的に児童生徒から電話番号等の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得ることとした上で、具体的な手続きについて、各学校の実態に応じて取扱いを明確化すること。

(2) 取得や提供する情報に関する規程

- ア 児童生徒から取得する情報の種類を明確化すること（児童生徒の携帯電話番号、携帯電話の電子メールアドレスに限る、とするなど）。
- イ 電話番号等を取得する対象となる範囲を明確化すること（担任する学級の児童生徒、顧問をする部活動の児童生徒に限る、とするなど）。
- ウ 職員が児童生徒に対して自己の電話番号等を提供する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得ることとした上で、児童生徒に電話番号等を提供する場合の情報の種類や提供先の範囲を明確化すること。

(3) 電話番号等の利用に関する規程

- ア 教職員と児童生徒との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等（以下「メール等」という。）による私的な連絡等を行わないこととした上で、教職員と児童生徒との連絡内容の範囲を明確化すること（授業、部活動、安全上の緊急連絡に限る、とするなど）。
- イ 児童生徒から、メール等を利用して、個人的（私的）な悩みなどについて相談があった場合の対応方法について、ルールを明確化すること（電子メールでの相談は行わず、複数の教員により直接面談する、など）。

3 その他

- (1) 校内規程は、コンプライアンス確立月間である5～6月中までに整備すること。
また、整備次第、所管の教育局を経由の上、教職員課に提出すること。
なお、既に校内規程を設けている学校については、上記2を参考として改めて見直しを行い、必要に応じて修正し、提出すること。
- (2) 上記2以外にも、個人情報の適切な管理や不祥事防止の観点から必要と考えられる事項がある場合は、適宜判断の上、規程を整備すること。
なお、規程の内容については、必要に応じて適宜見直しを行うこと。
- (3) 個々の職員の端末の利用の状況等に関して、職員面談等を通じて可能な限り確認するなど事故の未然防止に努めるとともに、適切な取扱いがなされるよう、日頃から指導の徹底に努めること。
- (4) なお、児童生徒だけではなく、職員と児童生徒の保護者間においても、わいせつ事例が過去に見られることから、児童生徒の保護者の電話番号等の個人情報の取得に際しても上記2を参考に改めて現行の取扱いを点検し、必要に応じて見直しを行うこと。